

バーゼルⅡに関するQ&A

(平成 18 年 3 月 31 日公表、同年 7 月 28 日追加、平成 19 年 3 月 23 日追加、同年 5 月 9 日追加、平成 22 年 3 月 31 日修正、平成 23 年 3 月 31 日修正、同年 9 月 12 日追加・修正)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第 14 条の 2 に基づく告示の条文番号となっています。

【証券化エクスポージャー】

【第 1 章（定義）＜証券化エクスポージャー関係＞等】

＜住宅金融公庫が発行する資産担保証券の取扱い＞

【関連条項】第 1 条第 16 号等

第 1 条-Q1 住宅金融公庫が発行する資産担保証券に対しては、証券化エクスポージャーの取扱いを適用して良いですか。(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

住宅金融公庫（平成 19 年 4 月 1 日以降は住宅金融支援機構）が発行する貸付債権担保住宅金融公庫債券（以下、「住宅金融公庫債」という。）については、住宅ローン債権プールを裏付けとしており、超過担保が実質的な劣後部分として機能しているという意味で「優先劣後構造」を有すると解することができることから、第 1 条第 16 号に基づき、証券化エクスポージャーの取扱いが適用されます。もっとも、住宅金融公庫債には、住宅金融公庫の解散や株式会社化等の「制度的な変更」を発動事由とする受益権行使事由が設定されており、当該事由発生前は投資家への支払いは発行体である住宅金融公庫が行うことから、受益権行使事由発生前は住宅金融公庫向けのエクスポージャー（標準的手法の場合は金融庁 Q&A 第 61 条-Q1 を参照）として取扱うことも可能です。

＜米国政府関連モーゲージ担保証券の取扱い＞

【関連条項】第 1 条第 16 号等

第 1 条-Q2 米国政府関連のモーゲージ担保証券（MBS）等の住宅ローン担保証券に対しては、証券化エクスポージャーの取扱いを適用して良いですか。(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

米国政府関連のモーゲージ担保証券には、①米国連邦政府機関である政府抵当金庫（ジニーメイ＜Ginnie Mae＞）が裏付けとなる住宅ローン債権（モーゲージ）プールからの投資家への支払いを保証するパススルー証券、②米国政府関係機関である連邦抵当金庫（ファニーメイ＜Fannie Mae＞）又は連邦住宅貸付抵当公社（フレディーマック＜Freddie Mac＞）が住宅ローン債権プールを裏付資産として発行・保証するパススルー証券、及び③これらの機関が発行・保証する CMO や REMIC 等のペイスルー証券があります。いずれも住宅ローン債権プールを裏付けとしていますが、投資家への支払い順序（ウォーター・フォール）に「優先劣後構造」は基本的にみられません。これらの一部には、金利水準や最終償還日が異なる二以上のエクスポージャーに原資産の信用リスクを区分するものもありますが、あくまでキャッシュ・フローの加工に留まり、優先部分に対する契約上の支払いを妨げることなく劣後部分が損失を吸収する「優先劣後構造」を構成すると解し得るものは含まれていないと考えられます。従って、これらについては、発行体による保証が付された債券と認識し、①は米国政府向けのエクスポージャー、②及び③は現時点においては米当局により公共部門として認識されていることを踏まえ、標準的手法では外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー（第 59 条）、内部格付手法では金融機関等向けエクスポージャー（第 1 条第 37 号）として取り扱うこととなります（注）。

（注）米国政府関連のモーゲージ担保証券の取扱いについては、発行体による保証が投資家への支払い全額に及ぶ限りにおいて、発行体向けの直接の与信と同様に扱うことを可能とします。

<証券化エクスポージャーの定義>

【関連条項】第 1 条第 2 号等

第 1 条-Q3 個々の金融商品が証券化エクスポージャーに該当するか否かを判断するに際し、どのような点に留意すれば宜しいですか。（平成 19 年 5 月 9 日追加、平成 23 年 9 月 12 日修正）
--

（A）

第 1 条第 2 号及び第 16 号では、証券化エクスポージャーを、①ノン・リコース（投資家への支払いがオリジネーターでなく、原資産に係る信用リスク＜又は原資産のキャッシュ・フロー＞に依拠すること）及び②優先劣後構造の 2 つの特徴をもとに定義しています。「ノン・リコース」とは、通常、信用供与の返済原資が一定の責任財産に限定され、責任財産のみからでは当該信用供与の返済ができなかったとしても、オリジネーターに遡及（リコース）できない形態をいいます。証券化取引では、通常、投資家は証券化目的導管体（SPE）に対して債務の履行を請求することができるに留まり、オリジネーターに対しては原則として遡及できないこととなりますが、このような仕組みにおいては、当該信用供与のリスクは、オリジネーターの信用度（信用リスク）ではなく、裏付けとなっている特定の資産

のキャッシュ・フローに限定的に依拠することになります。

他方、「優先劣後構造」とは、裏付けとなる資産のキャッシュ・フローが、予め契約で定められた支払い順序（ウォーター・フォール）に従って、まず優先部分（優先トランシェ）に対して割り当てられた後、残余の部分が劣後部分に割り当てられる仕組みを言います。裏付資産からのキャッシュ・フローは、まず最優先部分の投資家に対する返済に充てられ、続いてメザニン（中間）部分、最劣後部分の投資家に支払われることとなります。逆に言えば、キャッシュ・フローが割り当てられる順序と逆の順序で損失が割り当てられることとなります。このような階層的な仕組みにおいては、優先部分に対する契約上の支払いを妨げることなく劣後部分が損失を吸収することになります。

個々の商品（エクスポージャー）が、こうした証券化エクスポージャーに該当するか否かについては、当該エクスポージャーがこれら 2 つの特徴をともに有しているのかを各金融機関が確認・判断することが求められます。その際、法的形式や呼び名ではなく、あくまで経済実態をもとに判断することが必要です。なお、裏付資産が不動産である場合と、市場性商品（株式、債券等）である場合の代表的な判断事例を、図 1 及び図 2 に提示いたします。

図1：不動産証券化商品・ファンドの取扱い事例*

主要な不動産証券化・ファンドのスキーム	①ノンリコース**	②優先劣後構造**	標準的手法	内部格付手法
● 上場不動産会社：株式会社	△	×	デット：法人等/不動産取得等 事業向け(65条、70条) エクイティ：出資等(76条)	デット：事法等 エクイティ：株式等
● 上場不動産ファンド：上場J-REIT	△	×	デット：不動産取得等 事業向け(70条) エクイティ：出資等(76条)	デット：事法等/ 特定貸付債権 エクイティ：株式等
● 私募ファンド：不動産投資法人	△	△	デット：不動産取得等 事業向け(70条) エクイティ：ファンド (ルックスルー)	デット：特定貸付債権 エクイティ：株式等
● 私募ファンド：匿名組合(TK)＋有限会社(YK)/株式 会社(KK)	△	○		
● 不動産証券化(裏付資産は不動産・信託 受益権)：TK+YK/KK	○	○	デット：証券化 エクイティ：証券化 (経過措置あり) ***	
● 不動産証券化(裏付資産は不動産・信託 受益権)：特定目的会社(TMK)	○	○		
● 不動産証券化(裏付資産はノンリコース ローン)：TK+YK/KK	○	○		デット：証券化 エクイティ：証券化
● 不動産証券化(裏付資産はノンリコース ローン)：TMK	○	○		

* ここで取り上げている不動産証券化・ファンドのスキームの取扱いは、あくまで代表的な事例を想定したもの(目安)であり、個々の取引については各金融機関が証券化エクスポージャーに該当するか否かを確認・判断していくこととなります。また、「デット」及び「エクイティ」は、法的形式や呼び名ではなく、経済実態をもとに判断されることとなります。

** ○は「通常は明確な特性を有している」、△は「明確な特性を有している場合と有していない場合がある(ケース・バイ・ケース)」、×は「通常は明確な特性を有していない」を指します。

*** 特定貸付債権に該当するものについては、証券化エクスポージャーに係る計算方法により信用リスク・アセットの額を算出して差し支えありません。

図2：市場性証券化商品・ファンドの取扱い事例*

主要な市場性証券化商品・ファンド のスキーム	①ノンリコース**	②優先劣後構造**	標準的手法	内部格付手法
● 投資事業を業務の一部とする上場株式会社	×	×	デット: 法人等(65条) エクイティ: 出資等(76条)	デット: 事法等 エクイティ: 株式等
● 上場証券投資信託(ETF)	△	×		
● 公募ファンド: 証券投資法人、証券投資信託	△	△		
● 私募ファンド: 証券投資法人、証券投資信託	△	△	デット: 法人等(65条) エクイティ: ファンド (ルックスルー)	デット: 事法等 エクイティ: ファンド (ルックスルー)
● 私募ファンド: ヘッジファンド	△	△		
● PE/LBOファンド: 投資事業組合	△	△		
● CDO (Collateralised Debt Obligation)	○	○	デット: 証券化 エクイティ: 証券化 (経過措置あり)	デット: 証券化 エクイティ: 証券化

* ここで取り上げている不動産証券化・ファンドのスキームの取扱いは、あくまで代表的な事例を想定したもの(目安)であり、個々の取引については各金融機関が証券化エクスポージャーに該当するか否かを確認・判断していくこととなります。また、「デット」及び「エクイティ」は、法的形式や呼び名ではなく、経済実態をもとに判断されることとなります。

** ○は「通常は明確な特性を有している」、△は「明確な特性を有している場合と有していない場合がある(ケース・バイ・ケース)」、×は「通常は明確な特性を有していない」を指します。

＜証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額＞

【関連条項】第5条第1項第4号、第17条第1項第3号、第28条第1項第4号、第40条第1項第3号

第5条-Q1 基本的項目から控除される「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」を基本的項目から控除する際には、法人税の支払及び償却による「自己資本に相当する額」の減少を考慮することは可能ですか。

(A)

第5条第1項第4号等においては、「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」は、基本的項目から控除することが求められています。こうした取扱いの背景には、証券化の実行時点においては売却される優先部分について会計上売却益が認識される場所、通常の債権譲渡において認識される売却益と異なり、オリジネーターが劣後部分を保有している限り、必ずしも当該売却益が実際に金融機関の損失の緩衝装置（バッファ）として機能するとは限らないことがあります。このような点に着目して、第5条第1項第4号等においては、当該売却益を規制上の自己資本比率算出に際し自己資本としては認識しない取扱いとしています。

こうした中、証券化を行った後において、法人税等の支払、保有部分の償却・減損が行われた場合には、当該部分に関しては会計上も自己資本とは認識されておらず、自己資本比率算出上さらに控除を行う意味は失われていることから、当該額を差し引いた残りの部分について控除項目とすることが可能です。

例えば、銀行Xが簿価65,000の貸出債権を以下のトランシェに分けて証券化し、銀行XはクラスC受益権のみを継続保有する場合について考えますと、

受益持分	帰属元本額	公正価値額
クラスA受益権（最優先受益権）	50,000	50,000
クラスB受益権（優先受益権）	14,000	14,000
クラスC受益権（劣後受益権）	1,000	2,000
合計	65,000	66,000

売却部分と留保部分に簿価を配分するための計算は以下の通りとなります。

受益持分	公正価値構成比	簿価配分額
クラスA受益権（最優先受益権）	75.76 %	49,242
クラスB受益権（優先受益権）	21.21 %	13,788
クラスC受益権（劣後受益権）	3.03 %	1,970
合計	100 %	65,000

この場合、売却益は

売却収入（クラス A 受益権の公正価値額 50,000＋クラス B 受益権の公正価値額 14,000）－取引関連費用（例えば 100）－売却原価（例えば 63,030）＝870

となります。

しかしながら、期末においては法人税及び未払法人税が計上されることになり、例えば実効税率 40%の場合には 348 が負債認識されることになることから、自己資本控除の対象となる「証券化に伴い増加した自己資本に相当する額」は 522 となります。また、クラス C 受益権（劣後受益権）の償却及び減損が、期末において 97（税効果勘案後）行われた場合には、自己資本控除の対象となる「証券化に伴い増加した自己資本に相当する額」は $522 - 97 = 425$ となります。

【第 8 章（証券化エクスポージャーの取扱い） 関係】

＜証券化取引における格付の公表要件＞

【関連条項】 第 249 条第 3 項第 3 号

第 249 条-Q1 証券化取引における格付の適格性に関する基準のうち、当該格付が「公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。」とありますが、具体的にどのような情報項目の公表が必要ですか。（平成 18 年 7 月 28 日追加、平成 22 年 3 月 31 日修正、平成 23 年 3 月 31 日修正）

(A)

バーゼルⅡでは、証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセットの額の算出の際に、「証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与された」格付の利用を認めています（第 249 条第 3 項第 2 号を参照）。

しかしながら、証券化エクスポージャーは、公募・私募を問わず個々の案件の詳細を第三者が把握することは難しいほか、過去のデフォルト実績も僅少であるため、格付をデフォルト実績値（例えば、3 年累積デフォルト率）によって有意に検証することが困難であるのが実情です。このため、事業法人等に対する格付と比較して、証券化エクスポージャーに対する格付には市場規律が働き難いという特徴があります。こうした特徴を踏まえ、バーゼルⅡでは、証券化エクスポージャーに対する格付の適正さが市場規律を通じて担保されることを可能とするため、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」（同項第 3 号）も求めています。

これらの点に鑑みると、証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット算出の際に用いられる格付に関しては、事業法人等に対する格付以上に、適格格付機関が設定した格付基準（クライテリア）に基づき厳格に付与され、個々の証券化エクスポージャーに対する格付及び格付基準そのものの適切性が常に第三者によって評価され得ることが重要と考えられます。このような観点から、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」という要件を充足するためには、以下の項目について、適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、市場参加者が容易に入手可能であること（注 1）が必要であると考えます。

なお、当該公表項目は、平成 19 年 3 月末のバーゼルⅡの実施開始までに整備されることが期待されています。また、「既存の証券化エクスポージャー」（発行日が平成 18 年 9 月 30 日までのものをいう。）については、「劣後比率」、「発行日又は発行月」、「クーポン・タイプ」、「利率」及び「スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート」を、適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、市場参加者が容易に入手可能であることを「推奨」することに留めることと致します（開示推奨項目）。同様に、「海外の案件」（海外で発行され、裏付資産に本邦の資産を残高ベースで 10%以上含まない証券化エクスポージャーをいう。）に関しても、「劣後比率」、「クーポン・タイプ」、「利率」及び「スキーム

の概略等を記載した適格格付機関のレポート」を開示推奨項目に留めることと致します。

このほか、上記及び開示情報項目の背景に関しては、平成 18 年 7 月 28 日公表の「「本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件（案）」への意見一覧」を併せて御参照下さい。

1. 一般情報

① 格付基準（クライテリア）

- 「格付基準」については、バーゼルⅡの要件（例えば、第 249 条第 3 項第 3 号を参照）に従って公表される格付の適切性を市場参加者が評価する際に最低限必要な程度の内容の開示が期待されます。具体的には、格付付与の際に注目する代表的なリスク特性や指標（例えば、ストレス倍率）を含む格付付与の考え方やプロセスに関する説明が想定されており、裏付資産ごとの基準や全ての裏付資産を網羅するような基準の開示を想定していません。

② 格付推移行列（マトリックス）

- グローバル・ベース及び本邦ベース
- 公表格付ベース（但し、公表格付と同様の格付基準に基づく非公表格付を含めることは可）

2. 案件情報（注 2、3、4）

① 案件の名称

② 格付

③ 発行金額

④ 通貨

⑤ 裏付資産の種類

- 例えば、住宅ローン債権、オート・ローン債権、リース債権等

⑥ 劣後比率

- 「劣後部分の額/原資産の額」を基本的に想定していますが、他の定義であっても、当該定義が明確に記載され、格付機関毎に一貫性をもって用いられている場合は、許容されます。
- 適格格付機関のレポート等の中で「劣後部分の額」と「原資産の額」が明記され、市場参加者がこれらを容易に入手し、「劣後比率」を算出することが可能である場合には、必ずしも「劣後比率」を具体的な比率（パーセンテージ）として開示していないことをもって、本公表要件が充足されていないとするものではありません。

⑦ 発行日又は発行月

- 当該証券化エクスポージャーの発行後に格付が付与された場合は、「格付付与日

又は格付付与月」で代替することも可能です。

⑧ 法定最終償還日又は法定最終償還月

⑨ クーポン・タイプ（固定/変動）

⑩ 利率

- 所謂「クーポン」を意味し、「利回り」を意味するものではありませんが、市場参加者が通常利用している情報端末等を通じて市場流通価格を入手可能である場合は、「利率」が開示されているものとみなすことは可能です。
- 変動金利型の証券化エクスポージャーの場合は、参照金利とそのスプレッドを開示することを想定しています。
- 実績配当型の証券化エクスポージャーの場合は、「実績配当型」である旨記載することで、「利率」が開示されているものとみなすことは可能です。

⑪ スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート

- 当該適格格付機関の格付プロセスの信頼性に重大な疑義が生じない場合には、作成・公表が行われていないことのみをもって、適格格付としないことは想定していません。

⑫ 格付を変更した際の理由

(注 1)「市場参加者が容易に入手可能であること」とは、原則として適格格付機関のウェブサイト等にて無料で閲覧可能であることを想定していますが、上記の公表項目のうち、例えば、より詳細な「格付基準（クライテリア）」を有料で公表することを排除するものではありません。また、「海外の案件」については、証券化市場の状況が異なることを踏まえ、市場関係者が通常利用している情報端末等を通じて公表項目に関する情報を入手可能であれば、必ずしも無料で公表されていないことをもって、適格格付と扱わないものではありません。

(注 2)「案件情報」は、「格付」及び「格付を変更した際の理由」を除き、基本的に発行時点（当該証券化エクスポージャーの発行後に格付が付与された場合は格付付与時点。（注 3）において同じ。）の情報を想定しています。

(注 3)「案件情報」のうち、「⑩利率」については、これまで移行期間終了時（平成 23 年 3 月 31 日）に見直すことを前提に、開示を推奨することに留めていました（開示推奨項目）。

見直しの結果、発行時点が平成 23 年 4 月 1 日以降の証券化エクスポージャーについては、「⑩利率」を公表項目とすることと致します。ただし、発行時点において適格格付機関が当初格付を付与する前提とした当該証券化エクスポージャーに係る裏付資産のパフォーマンス情報等が公表されており、市場参加者が格付の適切性を評価できる場合には、引続き開示推奨項目に留めることと致します。なお、発行時点が平成 23 年 3 月 31 日までの証券化エクスポージャーについては、従前

のとおり開示推奨項目と致します。

(注4) ABCP プログラムに代表される同一のスキームで反復継続して発行される証券化エクスポージャーの場合（所謂「プログラム型」）で、プログラムとして格付が付与されているときは、「発行金額」、「発行日」、「利率」等、発行の都度設定・更新される情報については、当該プログラムに対して適格格付機関が格付を付与した際の条件が開示されることを基本的には想定しています。なお、「法定最終償還日又は法定最終償還月」のように案件情報が「未定」であるときは、その旨記載し、確定次第開示することが求められます。

<証券化取引における格付の利用に関する基準>

【関連条項】第249条第4項第3号・4号・5号・6号

第249条-Q3 証券化取引における格付の利用に関する基準のうち、保有する証券化エクスポージャーの情報等を把握するために必要な体制の整備が求められていますが、具体的にどのような体制の整備が求められていますか。（平成23年9月12日追加）

(A)

各金融機関において、証券化エクスポージャーに関する投資方針並びに保有している証券化エクスポージャーの額、種類、複雑性及び保有形態等を勘案して、適切なモニタリング体制の整備を行っていただく必要があります。

この際、把握が必要な情報の深度や取得の頻度等は、証券化エクスポージャーのポートフォリオに占める割合、満期の長さ、想定される保有期間、リスク等に応じて大きく異なると考えられ、各金融機関における証券化エクスポージャーに対するリスク・プロファイルやビジネスモデルに応じた体制の整備を行うことが重要と考えられます。

もっとも、証券化エクスポージャーをほとんど保有していない金融機関においては、情報の把握や情報取得の頻度等について、保有額が大きい金融機関と同様の厳格な体制の整備が必ずしも求められていないなど、各金融機関の個別事情に応じた体制の整備を行うことも許容されるものと考えられます。

なお、把握すべき情報の整理としては、各金融機関の個別事情にもよりますが、少なくとも日本証券業協会により公表されている「証券化商品の販売等に関する規則」及び「標準情報レポーティングパッケージ（SIRP）」（平成21年3月17日公表時点のものをいう。）を参考にすることが望ましいものと考えられます。ただし、当該規則等に記載のない商品や、複雑なリスク特性を含む商品等において、当該規則等の枠組みでは情報が不足する場合については、別途整理が必要となることにもご留意下さい。

また、適用日（平成23年12月31日）前に保有している証券化エクスポージャーについて、契約上、取得できる情報に制約がある場合等やむを得ない事情により、情報の把握に制限がある場合であっても、それに代替する情報の取得を行うなど、各金融機関において必要とされる情報の整理を行った上で、適切な情報把握に努めて頂くことが必要です。

なお、体制の整備については、各金融機関の状況の変化に応じ、適切に見直しが行われることが期待されています。

＜原資産のリスク・ウェイトが全て 20%以下のもので構成される場合の取扱い＞

【関連条項】第 249 条

第 249 条-Q2 標準的手法において、証券化エクスポージャーの最優先部分が最上位区分（信用リスク区分 6-1）の格付を取得しており、かつ、当該証券化エクスポージャーの裏付となる原資産のリスク・ウェイトが全て 20%以下のもので構成されている（20%のみで構成される場合を除く）ことが明らかな場合において、当該裏付資産の加重平均リスク・ウェイトに基づき、信用リスク・アセットを計算することは可能ですか。

（平成 19 年 12 月 6 日追加）

（A）

第 249 条における標準的手法による証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算においては、適格格付機関の付与する格付の有無に対応した信用リスク区分に応じてリスク・アセットの額を計算することとなります。

ただし、当該証券化エクスポージャーの裏付けとなる個々の原資産を参照し、それら全てが 20%以下の資産で構成される（20%のみで構成される場合を除く）ことが明らかな場合においては、①当該証券化エクスポージャーが最優先部分を構成するものであり、かつ、②当該証券化エクスポージャーの裏付となる資産の構成を常に把握していることを条件に、裏付となる資産の加重平均リスク・ウェイトに基づきリスク・アセットを計算しても差し支えありません。

なお、当該取扱いは、最上位区分（信用リスク区分 6-1）の格付を取得している最優先部分以外については適用できないことに留意が必要です。

＜証券化エクスポージャーにおける返金を要しないディスカウント部分の取扱い＞

【関連条項】第 257 条

第 257 条-Q1 証券化エクスポージャーの裏付資産（購入債権）において返金を要しないディスカウント部分がある場合に、当該証券化エクスポージャーに対して第 257 条に従い指定関数方式を適用する際、ディスカウント部分をどのように取扱うことが適当ですか。

（A）

証券化エクスポージャーの裏付資産において返金を要しないディスカウント部分がある場合であって、当該証券化エクスポージャーの所要自己資本の算出に当たって第 257 条に規定する指定関数方式を用いるときは、同条第 4 項に従って「自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる」とあります。具体的にどのような減額が可能か、指定関数方式の算出手順も含め以下にお示しします。

① 所要自己資本率 (K_{IRB}) の算出

K_{IRB} とは第 258 条第 1 項において、「裏付資産のエクスポージャーの総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合」と規定されています。当該証券化エクスポージャーの裏付資産は購入債権であるので、第 169 条に規定されている通り、信用リスク・アセットの額は、「デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額と希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの合計額」として K_{IRB} を算出する必要があります。また、第 258 条第 4 項において「所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。」と規定されていることにも留意が必要です。これらを踏まえると、当該証券化エクスポージャーの K_{IRB} の算出は以下の通りとなります。

$$K_{IRB} = \{ (EAD_{dilution} \times EL_{dilution} + \text{希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%) + (EAD \times EL + \text{デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%) \} \div EAD_{dilution}$$
$$EAD = EAD_{dilution} - (EAD_{dilution} \times EL_{dilution} + \text{希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%)$$

なお、 $EAD_{dilution}$ は、第 170 条第 6 項に規定されていますが、ここでは返金を要しないディスカウントであるため、ディスカウント部分を勘案せず、グロス・ベースで推計することになります。また、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、第 169 条ただし書きの規定により以下のように算出することとなります。

$$K_{IRB} = (EAD \times EL + \text{デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%) \div EAD$$
$$EAD = EAD_{dilution}$$

② 信用補完レベル (L) の算出

L とは第 259 条第 1 項において、「裏付資産のエクスポージャーの総額に対して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額が占める割合」と規定されています。返金を要しないディスカウント部分の勘案については、第 257 条第 4 項に従って「自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる」ことから、ディスカウント部分を最劣後と見なすことにより、当該証券化エクスポージャーの L を以下のように算出することとなります。

$$L = \text{劣後する証券化エクスポージャーの額} \div \text{EAD}_{\text{dilution}}$$

$$= (\text{返金を要しないディスカウントの額} + \text{他の劣後する証券化エクスポージャーの額}) \div \text{EAD}_{\text{dilution}}$$

③ エクスポージャーの厚さ (T) の算出

Tとは第260条第1項において、「裏付資産のエクスポージャーの総額に対して当該証券化エクスポージャーの額が占める割合」と規定されています。これに基づき、Tを以下のように算出することになります。

$$T = (\text{所要自己資本の額の算出の対象となる証券化エクスポージャーの額}) \div \text{EAD}_{\text{dilution}}$$

このような手順を具体的な数値例を基に示したのが、以下の算出例です。(以下の例では、①の算出において希薄化リスク相当部分が重要でない場合を前提として、 K_{IRB} を算出しています。)

＜前提条件（図1を参照）＞（単位百万円）

- ・裏付資産総額：1,612(ディスカウントを勘案しない額面ベースでの額)
- ・ディスカウント後の裏付資産総額：531
- ・ディスカウント金額：1,081 (=1,612-531)
- ・優先トランシェ金額：330
- ・劣後トランシェ金額：201
- ・ K_{IRB} (金額)：651、 K_{IRB} (率)：40%(=651÷1,612)
- ・エクスポージャーの実効的な個数：N=9.97
- ・裏付資産の加重平均 LGD：LGD=46%

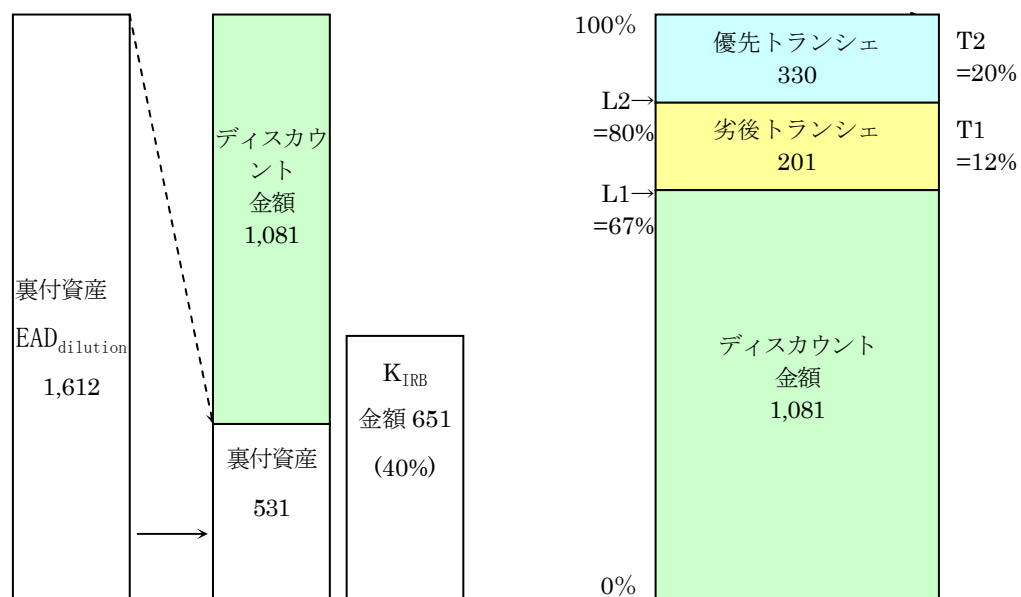
劣後トランシェ

- ・信用補完レベル $L1=67\%$ (=1,081÷1,612)
- ・エクスポージャーの厚さ $T1=12\%$ (=201÷1,612)

優先トランシェ

- ・信用補完レベル $L2=80\%$ (=201+1,081)÷1,612)
- ・エクスポージャーの厚さ $T2=20\%$ (=330÷1,612)

<図 1>



<算出結果>

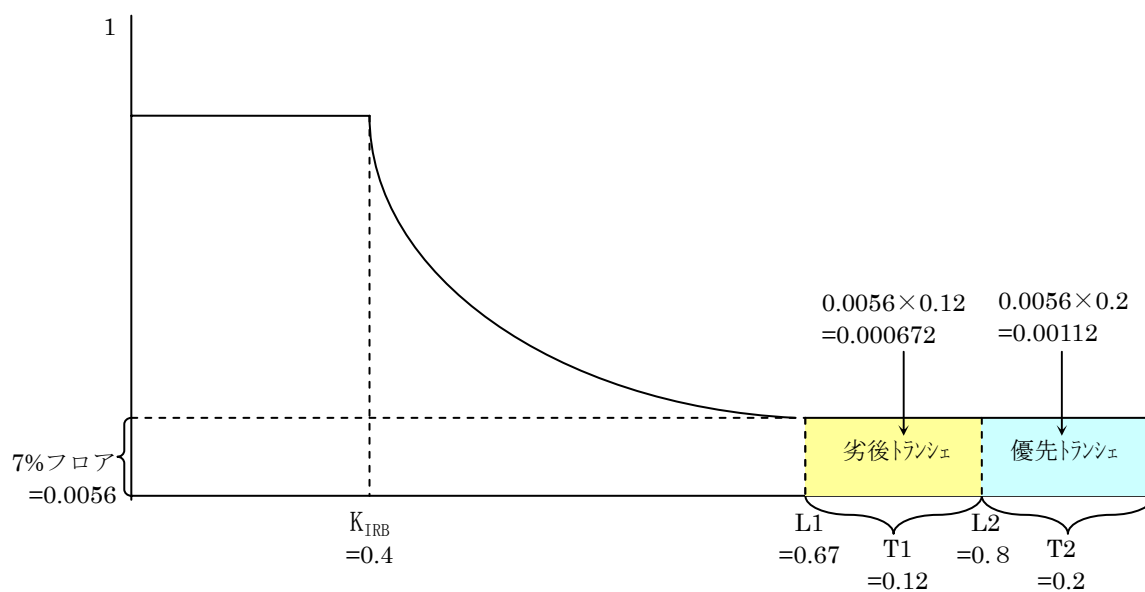
イ) (劣後トランシェの場合)

・所要自己資本： $0.0056 \times 0.12 \times 1,612 = 1.08$ (小数点第3位以下四捨五入)

ロ) (優先トランシェの場合)

・所要自己資本： $0.0056 \times 0.2 \times 1,612 = 1.81$ (小数点第3位以下四捨五入)

<図 2>



＜指定関数方式＞

【関連条項】第 257 条等

第 257 条-Q2 同順位の証券化エクスポージャーを複数の金融機関が保有している場合に、指定関数方式に基づく所要自己資本の額はどのように算出すれば良いですか。
(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

同順位の証券化エクスポージャーを複数の金融機関が保有している場合に、指定関数方式を利用するときは、以下の 2 段階の計算を通じ、当該金融機関の保有する証券化エクスポージャーに係る所要自己資本の額を算出することとなります。

- ① 同順位の証券化エクスポージャーを「エクスポージャーの厚さ (T)」として、第 257 条に基づき所要自己資本の額を算出します。
- ② ①で算出した所要自己資本の額に、「当該金融機関が保有する証券化エクスポージャーの額の同順位の証券化エクスポージャーの総額に対する割合」を乗じます。

【附則＜証券化エクスポージャー関係＞】

＜証券化エクスポージャーに関する経過措置＞

【関連条項】附則第 15 条

附則第 15 条-Q1 証券化エクスポージャーに関する経過措置は、標準的手法を採用する金融機関が「平成 18 年 3 月 31 日において保有する証券化エクスポージャー」について、「当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り」適用されますが、再証券化等によって保有する持分に変化が生じた場合でも、引続き当該経過措置の適用を受けることは可能ですか。

(A)

附則第 15 条において規定される証券化エクスポージャーに関する経過措置は、証券化エクスポージャーに対するリスク管理の精緻化・高度化を図りつつも、我が国における証券化取引実務に過度な負担とならないよう配慮する見地から、証券化取引実務への激変緩和措置として設けられたものです（詳細は、平成 18 年 2 月 23 日公表 別紙 6＜証券化＞項番 1 を参照）。従って、証券化取引を積極的に行ってきた金融機関においては、当該経過措置の適用される期間中に、保有する証券化エクスポージャーについて再証券化や外部格付の取得、データの整備等のリスク管理の高度化に取組み、必要に応じリスクを第三者に移転するよう努めることが期待されます。

このような当該経過措置の趣旨に鑑みますと、再証券化によって一定程度の信用補完率の圧縮が可能となる等のリスクを第三者に移転する試みは、経済実態上、平成 18 年 3 月 31 日において保有していた証券化エクスポージャーのリスクの一部を移転したに過ぎないことから、引続き附則第 15 条の適用を受けることは可能と考えられます。なお、経済実態上の変化がない証券化エクスポージャーの変化（例えば、ターボ償還条項の発動により持分が増加する場合等）に対する当該経過措置の適用の可否は、個々の状況を踏まえ検討を行うこととしますが、一般的には、平成 18 年 3 月 31 日に保有していた証券化エクスポージャーと比較して新たなリスクを引き受けているか否かによって判断することになると考えられます。

＜証券化エクスポージャーに関する経過措置の算出例＞

【関連条項】附則第 15 条

附則第 15 条-Q2 証券化エクスポージャーに関する経過措置は、金融機関がオリジネーター及び投資家の何れの場合においても適用されますか。（平成 18 年 7 月 28 日追加、平成 19 年 5 月 9 日修正）

(A)

附則第 15 条において規定される証券化エクスポージャーに関する経過措置は、証券化エクスポージャーに対するリスク管理の精緻化・高度化を図りつつも、我が国における証券

化取引実務への激変緩和措置として設けられたものです。従って、当該経過措置は、標準的手法を採用する金融機関がオリジネーター及び投資家の何れの場合においても適用されます。もっとも、附則第 15 条において「第 249 条の規定にかかわらず」と規定されているように、基本的項目からの控除の対象となる「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」及び第 247 条第 1 項第 2 号に規定される「信用補完機能を持つ I/O ストリップス」については、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額に対する上限を設定する際の対象からは除外されます。また、保有する証券化エクスポージャーのリスクの度合いに応じ上限を変化させるとともに、劣後部分の保有度合いを上限に反映することを目的として、信用リスク・アセットの額に対する上限の設定に際し、保有する証券化エクスポージャーの信用リスクの度合いを表す下記の掛目（劣後比率）を、原資産のエクスポージャーの額に乗じることを可能とします。

$$\text{「劣後比率」} = \text{「保有する証券化エクスポージャーの額」} \div (\text{「保有する証券化エクスポージャーの額」} + \text{「保有する証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額」})$$

なお、当該金融機関が保有する証券化エクスポージャーと同順位の証券化エクスポージャーが存在する場合は、「保有する証券化エクスポージャーの額」に同順位の証券化エクスポージャーの額を含めることとなります。また、その際には、上記の算式で導出された比率に、当該金融機関が保有する証券化エクスポージャーの額の同順位の証券化エクスポージャーの占める割合を乗じた比率が、原資産のエクスポージャーの額に乗じる「劣後比率」となります。

標準的手法を採用する金融機関が、オリジネーター及び投資家それぞれの場合の具体的な信用リスク・アセットの計算方法については、以下の事例を御参照下さい。

＜金融機関がオリジネーターの場合＞

オリジネーターである金融機関 X が、簿価 65,000 の貸出債権（住宅ローン）を以下のトランシェに分けて証券化し、金融機関 X はクラス C 受益権（無格付）のみを継続保有する場合について考えますと（法人税等の効果は、単純化のため考慮しません。）、

受益持分	帰属元本額	公正価額
クラス A 受益権（最優先受益権）	50,000	50,000
クラス B 受益権（優先受益権）	4,000	4,000
クラス C 受益権（劣後受益権）	11,000	12,000
合計	65,000	66,000

売却部分と留保部分に簿価を配分するための計算は以下の通りとなります。

受益持分	公正価値構成比	簿価配分額
クラス A 受益権（最優先受益権）	75.76 %	49,242
クラス B 受益権（優先受益権）	6.06 %	3,939
クラス C 受益権（劣後受益権）	18.18 %	11,818
合計	100 %	65,000

この場合、売却益は売却収入（クラス A 受益権の公正価値額 50,000＋クラス B 受益権の公正価値額 4,000）－取引関連費用（例えば 500）－売却原価（53,181）＝319 となり、「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」として 319 が基本的項目から全額控除する扱いとなります。また、第 247 条の規定に基づき、保有する劣後受益権より「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」（＝319）を控除した 11,499（＝11,818－319）は、「証券化エクスポージャーの控除項目」として自己資本から控除することとなります（注）。

こうした中、附則第 15 条に基づき、証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用する場合、金融機関 X が証券化を行わず、65,000 の住宅ローンを保有していた場合の信用リスク・アセットの額は、新告示においては 22,750（＝65,000×リスク・ウェイト 35%）、旧告示においては 32,500（＝65,000×リスク・ウェイト 50%）となることから、32,500 をクラス C 受益権に対する信用リスク・アセットの額とすることができます（上記で規定される劣後比率は 100%（＝11,000÷（11,000＋0））となり、上限に影響を与えません）。

従って、金融機関 X は、「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」である 319 を基本的項目から控除した上で、32,500 を信用リスク・アセットの額として計上することとなります。

<金融機関が投資家の場合>

オリジネーターである金融機関 X が、簿価 65,000 の貸出債権（住宅ローン）を以下のトランシェに分けて証券化し、金融機関 Y がクラス B 受益権（無格付）の半分（=2,000）を購入した場合について考えます。（法人税及び信用補完機能を持つ I/O ストリップスについては、単純化のため考慮していません。）

受益持分	帰属元本額	公正価額
クラス A 受益権（最優先受益権）	50,000	50,000
クラス B 受益権（優先受益権）	4,000	4,000
クラス C 受益権（劣後受益権）	11,000	12,000
合計	65,000	66,000

この場合、金融機関 Y が保有しているクラス B 受益権は、無格付のため、第 249 条第 1 項の規定により「自己資本控除」の扱いとなり、「証券化エクスポージャーの控除項目」として、自己資本から控除することとなります（注）。

こうした中、附則第 15 条に基づき、証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用する場合、原資産である 65,000 の住宅ローンの信用リスク・アセットの額は、新告示においては 22,750（ $=65,000 \times \text{リスク・ウェイト } 35\%$ ）、旧告示においては 32,500（ $=65,000 \times \text{リスク・ウェイト } 50\%$ ）となります。これらを、金融機関 Y が保有するクラス B 受益権（=2,000）の上限として用いることは、証券化取引実務への「激変緩和措置」という当該経過措置の趣旨に反するほか、優先劣後構造という証券化のリスク特性を適切に反映しないことになるため、上記で規定される劣後比率 13.3%（ $=4,000 \div (4,000 + 11,000) \times (2,000 \div 4,000)$ ）を原資産のエクスポージャーの額に適用することを可能とし、新告示においては 3,033.3（ $=8,666.7 \times \text{リスク・ウェイト } 35\%$ ）、旧告示においては 4,333.3（ $=8,666.7 \times \text{リスク・ウェイト } 50\%$ ）を附則第 15 条における原資産の信用リスク・アセットの額とします。

従って、金融機関 Y は、4,333.3 を信用リスク・アセットの額として計上することとなります。

（注）「証券化エクスポージャーの控除項目」については、今後、国際的な議論を踏まえ、その 50%を基本的項目から、残りの 50%を補完的項目から控除する取扱いとする可能性があり、引続き検討しています。

＜証券化エクスポージャーに関する経過措置＞

【関連条項】附則第 15 条

附則第 15 条-Q3 証券化エクスポージャーに関する経過措置において、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の上限を算出する際に用いる原資産の額は、証券化取組み時点の額で良いですか。(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

証券化エクスポージャーに関する経過措置においては、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることが可能です。その際、原資産の額及び附則第 15 条-Q2 に規定される「劣後比率」については、自己資本比率を算出する時点のものを基本的に想定しています。もっとも、実務上の困難がある場合には、当該エクスポージャーについて一貫性をもって利用することを前提に、証券化を取組んだ時点の原資産の額及び「劣後比率」を、用いることも可能とします。

＜証券化エクスポージャーの経過措置＞

【関連条項】附則 15 条

附則第 15 条-Q4 複数の金融機関等が共同で自らの債権を裏付けとした資産担保証券を組成した場合に経過措置を適用するときは、原資産の信用リスク・アセットの額は原資産に含まれる自行債権の信用リスク・アセットの額として良いですか。(平成 19 年 5 月 9 日追加)

(A)

中小企業金融公庫の買取型証券化案件のように、複数の金融機関等（以下、オリジネーター金融機関等）が共同で自らの債権を裏付けとした資産担保証券を組成した場合で、附則第 15 条に基づき証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用するときは、オリジネーターである標準的手法を採用する金融機関が保有する証券化エクスポージャーが他のオリジネーター金融機関等が譲渡した原資産のリスクを一切引き受けないかたちになっている限りにおいて、当該金融機関が保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の上限を、当該金融機関が譲渡した原資産の信用リスク・アセットの額（旧告示を適用した場合と新告示を適用した場合の大きい方）とすることが可能です。なお、金融機関が投資家の場合は、当該金融機関は、案件全体に投資していることから、案件全体の原資産の信用リスク・アセットの額（旧告示を適用した場合と新告示を適用した場合の大きい方）を、自らが保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の上限とすることが可能となります。